

Tax & Legal Alert

タイ

デロイトトーマツ税理士法人 2019 年 4 月号

※本ニュースレターは、<u>英文ニュースレター</u>の翻訳版です。 日本語訳と原文(英文)に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

2019年5月5日に労働者保護法の改正が発効

2019 年 4 月 5 日に、労働者保護法(Issue 7) 仏歴 2562 年 (以下「改正労働者保護法」) が官報で公表され、2019 年 5 月 5 日に発効することとなった。

今回の改正は、従業員へより手厚い保護の付与、つまり、雇用の安定と従業員の福祉の向上を主たる目的としている。改正労働者保護法の発効後は、20年以上雇用された従業員に対する従前よりも増額された解雇補償金、ビジネス休暇を取得する権利、及び延長された出産休暇期間が、法的な権利として従業員に与えられる。加えて、改正労働者保護法は、従前より与えられていた既存の権利に関しても、従業員の利益に関する適用及び解釈がより明確に示された。

1. 労働者保護法の改正点の要約

| 主な改正点 | 従前の労働者保護法 | 改正労働者保護法 |
|-----------------------|--|--|
| 延滞利息(9条) | 雇用者が、労働者保護法に基づき支払を 要する支払を行わない場合、雇用者には 年率 15%の割合で利息が付される。 | 従業員に事前通告することなく雇用関係を終了させた際に生じる支払、事業活動の一時休止に伴う支払、又は労働者保護法に基づき支払わなければならないその他の支払を雇用者が行わない場合は、雇用者には年率15%の割合で利息が付される。 |
| 雇用者の変更 (13条) | 事業譲渡又は合併により結果として新しい 雇用者の従業員になるが、雇用者が変更 になる場合、新しい雇用者は従業員に関 する既存の権利及び過去の雇用者の義 務をすべて引き継がなければならない。 | 事業譲渡又は合併により結果として新しい 雇用者の従業員になるが、雇用者が変更 になる場合、雇用者が変更になることにつ いて従業員の同意が必要となる。 新しい雇用者は従業員に関する既存の権 利及び過去の雇用者の義務をすべて引き 継がなければならない。 |
| 事前通告に代わる 支払(17条の1) | 雇用者が従業員に事前通告することなく 直ちに雇用契約を終了させることを望む場 合、雇用者は従業員に事前通告の代わり に支払を行わなければならない。 | 雇用者が従業員に事前通告することなく 直ちに雇用契約を終了させることを望む場合、雇用者は賃金を支払わなければならない、当該金額は解雇日から契約解消日まで従業員が受け取る権利を有するすべての利益に相当する金額である。 賃金はその従業員の解雇日に支払われなければならない。 |

1

| 主な改正点 | 従前の労働者保護法 | 改正労働者保護法 |
|---------------------------|--|---|
| ビジネス休暇 (34条) (57条の1追加) | ビジネス休暇の日数は、専ら就業規則が 定める日数である。 | 従業員は年間最低3日間のビジネス休暇 を有給で得る権利がある。 |
| 出産休暇 (41 条) | 妊娠した従業員は 90 日以内の出産休暇 を取得する権利がある | 妊娠した従業員は妊婦検診のための休暇 を含み 98 日以内の出産休暇を取得する 権利がある |
| 事業活動の一時休 止 (75 条) | 雇用者が不可抗力以外のどんな理由であっても事業運営が一時的に行えない場合、雇用者は従業員が働くことができない期間における少なくても75%の賃金を払わなければならない。 | 雇用者が不可抗力以外のどんな理由であっても事業運営が一時的に行えない場合、雇用者は従業員が働くことができない期間における少なくても75%の賃金を払わなければならない。 従業員への支払は1か月以内又は従業員の同意した期日までに、職場又は同意された場所で、行わなければならない。 |
| 解雇補償金 (118条) | 解雇補償金の最高額は 10 年継続して働いた従業員に対し、直近の賃金の 300 日分に定める。 | 解雇補償金の最高額は 20 年継続して働いた従業員に対し、直近の賃金の 400 日分に定める。 |
| 事業所の移転 (120 条) | 雇用者が従業員又はその家族の通常の生活に支障をきたすような事業所の移転は、従業員に遅くとも事業所の移転日の30日前に従業員に通告しなければならない。新事業所での労働を拒否する従業員は、通告を受けてから30日以内に雇用者へ通告することにより、雇用契約を解消する権利を有する。この点に関して、従業員は特別解雇補償金を受け取る権利がある。 | 新しい事業所へ移転すること、又は雇用者が有する他の事業所へ移転を望む配雇用者は、少なくとも移転日までの30日前から現在の事業所の目立つ場所に移転員に事業所の移転を知らせなければならない。掲売業員と事業所の新しい移転先を含まなければならない。移転する旨の掲示を行わない雇用者は、雇用者はい事業所での労働を担合する後の移転により本人又は家族の通常の生活に事業に移転する旨を掲示したの通常の生活に事業所での労働を望まないに産用者に移転する旨を掲示したの労働を望まないと見ば、雇用者に移転する旨を掲示したの労働を望まない場合は、雇用者が移転する旨の掲示をしない場合は移転日にない。その点に関して、雇用契約は移転日に解消され、当該従業員は特別解雇金を得る権利を有する。 |

2. デロイトの見解

当該改正は、有給のビジネス休暇及び解雇補償金の増額等の従業員の利益、並びに事業所移転に伴う雇用者の義務等をはじめとして、従業員に対してより多くの利益を与えるとともに雇用者に多くの義務を課すものである。それゆえ、法令順守の視点から現時点で定められている雇用者の義務及び従業員の権利を確認するためにも、法人が定める就業規則及び労働関連規定を見直すことが望まれる。

現時点で就業規則及び労働関連規定を労働局に登録する必要がなくても、就業規則及び労働関連規定の未整備に起因する労働法の法令違反は、労働法制に基づきペナルティを科される可能性がある。

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/ao

問い合わせ

Deloitte Thailand

パンコク事務所

ディレクター 米岡 光二郎 <u>koyoneoka@deloitte.com</u> ディレクター 中島 敬仁 <u>tnakajima@deloitte.com</u> マネジャー 秋山 雄亮 <u>yuakiyama@deloitte.com</u>

ニュースレター発行元

デロイトトーマツ税理士法人

京事務所

〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング

Tel: 03-6213-3800(代)

email: <u>tax.cs@tohmatsu.co.jp</u> 会社概要: <u>www.deloitte.com/jp/tax</u>

税務サービス: www.deloitte.com/jp/tax-services

デロイトトーマッグルーブは日本におけるデロイトトウシュトーマッリミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームであるデロイトトーマッ合同会社およびそのグルーブ法人(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッコンサルティング合同会社、デロイトトーマッファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマッ税理士法人、DT 弁護士法人およびデロイトーマッコーポレート ソリューション合同会社を含む)の総称です。デロイトトーマッグルーブは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証専りスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約40都市に約11,000名の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマッグループ Web サイト(www.deloitte.com/p)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクアドバイザリー、税務およびこれらに関連 するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国 地域のメンバーファームのネットワー クを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサー ビスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 245,000 名の 専門家については、Facebook、Linkedin、Twitter もご覧ください。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイトトウシュトーマツ リミテッド ("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。Deloitte のメンバーファームによるグローバルネットワークの詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トゥシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマ ツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等をすることはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of

Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2019 For information, contact Deloitte Tohmatsu Tax Co.



IS 669126 / ISO 27001